平成２６年（フ）第１４０号
奈良県生駒市松美台52番地94
債務者　川地　早苗
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４９号
広島市南区皆実町１丁目19番23号
債務者　西村　幸雄
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５７号
広島市南区翠２丁目14番20―202号
債務者　木原ルリ子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５８号
広島市中区舟入本町３番16―404号
債務者　中村　寿孝
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４９号
広島市安佐北区可部東３丁目34番20号
債務者　亀本　奈美
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６２号
広島市中区舟入幸町９番25号
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３号
山口県下関市長府浜浦町21番15号、前住所広島県庄原市東城町川西865番地２
債務者　渡邉　英昭
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
愛媛県新居浜市中西町９番12号、前住所愛媛県新居浜市瀬戸町３番54号
債務者　中村　英弘
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第５１号
愛媛県西条市壬生川647番地１　芸予アパート１―３号、前住所愛媛県西条市広江70番地１
債務者　渡邉多喜男
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第５７号
愛媛県四国中央市中之庄町461番地
債務者　森実　俊信
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１５号
愛媛県今治市東村南１丁目９番28号、前住所愛媛県今治市拝志14番１号、前々住所愛媛県今治市南高下町１丁目３番13号　グリーンハイツ２　Ｂ105
債務者　吉田　圭佑
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１６号
愛媛県今治市東村南１丁目９番28号、前住所愛媛県今治市拝志14番１号
債務者　吉田　　泉
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第５１号
福岡県飯塚市津島282番地　自衛隊
債務者　峯　　智幸
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１７号
福岡県直方市大字頓野2104番地16　県住26―106号、前住所福岡県直方市大字感田674番地１　ユニゾン感田Ｂ―202号
債務者　平川　貴子（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１３０号
宮崎市大島町重太郎1202番地１　日高コーポ103号
債務者　岩切　広美（旧姓堀之内）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３８号
宮崎市佐土原町下田島9118番地　プチメゾンＫ’ｓ・Ｗ棟３号、前住所愛知県小牧市小牧原３丁目107番地
債務者　中村シマ子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
宮崎地方裁判所破産係